

要約筆記・新たな意思疎通支援ワーキンググループ運営要綱 新旧表

資料 1

改正後	改正前
<p>第一条（趣旨）</p> <p>この要綱は、大阪府障害者施策推進協議会意思疎通支援部会運営要綱第 12 条の規定に基づき、大阪府障害者施策推進協議会意思疎通支援部会盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）の運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>第二条 略</p> <p>第三条（組織）</p> <p>略</p> <p>2 ワーキング委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のワーキング委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第四条（ワーキンググループ座長）</p> <p><u>ワーキングに</u>ワーキンググループ座長（以下「座長」という。）<u>を置き、座長はワーキングを代表し、会務を掌理する。</u></p> <p>第五条 — 第七条 略</p> <p>第八条（会議の公開）</p> <p>ワーキングは、会議の公開に関する指針（昭和 60 年 11 月 26 日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があると<u>座長</u>が認めるときは、この限りではない。</p> <p>第九条 — 第十一条 略</p>	<p>第一条（趣旨）</p> <p>この要綱は、大阪府障害者施策推進協議会意思疎通支援部会運営要綱第 11 条の規定に基づき、大阪府障害者施策推進協議会意思疎通支援部会盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）の運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>第二条 略</p> <p>第三条（組織）</p> <p>略</p> <p>2 ワーキング委員の任期は、1年とする。ただし、補欠のワーキング委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第四条（ワーキンググループ座長）</p> <p>ワーキンググループ座長（以下「座長」という。）は、会務を掌理する。</p> <p>第五条 — 第七条 略</p> <p>第八条（会議の公開）</p> <p>ワーキングは、会議の公開に関する指針（昭和 60 年 11 月 26 日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があると<u>グループ長</u>が認めるときは、この限りではない。</p> <p>第九条 — 第十一条 略</p>